

IFRS news

IFRS財団がIFRSの国際的なアドプションに向けての進捗状況を調査

September 2013

IFRS財団は、G20の全法域についてのIFRSのプロフィールを公表するなど、IFRSの国際的なアドプションの進捗状況の図表化を進めています。

IFRS財団は、国際財務報告基準(IFRS)の国際的なアドプションに向けての進捗状況を評価するプロジェクトから得られた最初の調査結果を公表しました。この結果の公表に続き、国際会計基準審議会(IASB)議長Hans Hoogervorst氏は、「Are we there yet?(終着点に到達したか?)」¹と題するスピーチを行いました。氏はこの結果について、「興味深く、勇気づけられる」と述べてはいますが、すべき事がまだあることを認識しています。それらには、まだIFRSが適用されていない大きな経済圏に参加を促すこと、および、既に適用されている地域における首尾一貫した適用に引き続き焦点を置くことが含まれます。

調査結果

IFRS財団は66の法域(G20の全法域を含む)のIFRSのアドプションについて調査しました。これは、IFRSの国際的なアドプションを評価する大規模プロジェクトの第1フェーズでした。IFRS財団評議員会の議長Michel Prada氏は、この調査結果について、「素晴らしい進展」と表現しました。以下はその調査結果からの抜粋です。

2013年6月5日付プレスリリース「IFRSの国際的なアドプションに向けての進捗状況を図表化」からの抜粋

本調査に回答した66の法域のうち、

- 95%が国際的な適用に適合する財務報告基準の単一のセットとしてIFRSの支持を公約している。
- 80%が、証券が公開取引されている企業のすべて、または、ほぼすべてに対する要求としてIFRSをすでに採用している。残りの法域の大半は、IFRSの使用に向けて大幅に進展している。
- IFRSを採用している法域がIFRSに加えている変更はごく少数である。加えられた少数の変更は一般的に、当該法域がIFRSを採用するための計画における一時的な措置とみなされている。さらに、ほぼすべてのケースで、IASBには、当該法域が変更を加えている基準を改訂するための活動中のプロジェクトがある。
- 半数以上の法域が、中小企業向けIFRS(IFRS for SMEs)をすでに採用しているか、または、近い将来に採用することを計画している。

¹ Are we there yet? (終着点に到達したか?)

「IFRSの国際的なアドプションに向けての進捗状況を図表化(Charting the world's progress towards global accounting standards)」(Hans Hoogervorst, 2013年6月5日、香港)

首尾一貫性およびIASBの役割

首尾一貫性は引き続きグローバルな会計基準の単一のセットに関する主要な懸念事項の1つです。IASBは、IFRSの統一的な適用を管理することはIASBの役割ではないと主張しています。しかしながら、IASB議長が今年初めに述べているとおり²、こうした取組みにIASBが貢献することには同意しており、IASBが首尾一貫性に対してどのように貢献できるかについての取組みを引き続き進めています。

- 原則主義の基準—基準の首尾一貫した適用、監査、法的強制を可能にするためには、規制当局および各国の基準設定主体の関与が必要です。4月の会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF) の設立はこの正しい方向への第1歩です。
- 適用後レビュー—IASBは7月にIFRS第8号のレビューに関するフィードバック・ステートメントを公表しました。IFRS第3号のレビューについては進行中です。
- IFRS解釈指針委員会 (IC) —IFRS財団は2年間にわたるICのレビューを終えました。ICは、その責任が修正されたことで、実務上の多様性への対処および対応力の強化のために必要な手段を得たはずです。
- 教育マテリアルの追加—IASBは教育マテリアルが実務的な論点の解決策となる可能性があるとして、引き続き検討を続けています。IFRS第13号の教育マテリアルは2012年12月に公表されました。重要性に関するガイダンスは、開示に関するディスカッション・フォーラムの後に提案されました。

米国におけるアドプション

米国におけるIFRSのアドプションは、依然として「見て見ぬふりをされている問題」です。米国証券取引委員会 (SEC) から最後に公式発言があったのは2012年です。IFRSへの移行の決定がいつなされるか、または、決定そのものがなされるか否かは不明です。米国の公開企業に対するIFRSへの強制的な(または任意の) 移行は近い将来はなくなったものの、米国の財務諸表作成者や投資家が「財務的にバイリンガル (financially bilingual)」である必要性は今や現実のものとなっています。

米国の投資家の目は引き続き海外に向けられています。最近の推定では、6兆ドル超の米国資本が外国証券に投資されています。また米国市場は、引き続き、IFRSを適用する非米国籍企業に対して門戸を開いています。今日では、450社を超える非米国籍の登録企業が米国会計基準 (US GAAP) への調整なしにIFRSを使用しており、それらの時価総額は数兆米ドルにもなります。財務諸表作成者は、たとえば、クロス・ボーダー取引、合併および買収、もしくは資本調達活動のためにIFRSを適用する必要があります。

世界のその他の国々が今後も米国の動向をうかがってゆくことは確かでしょう。しかしその一方で、IFRSは他の主要国では勢いを増しつつあります。たとえば、日本の金融庁はIFRSを適用する公開企業の数を今後数年間で増加させる取組みを行っています。

次のステップは？

IFRS財団は国際的なIFRSのアドプションの評価の第一歩を踏み出したに過ぎません。前IASBメンバーのPaul Pacter氏が率いる同プロジェクトは、その初期段階にあります。IFRS財団は、最終的には、IFRSを採用した、もしくは、IFRSのアドプションに向けた計画段階にある、すべての法域についてのプロフィールを得たいと考えています。

² 「財務報告の首尾一貫性の探究 (The search for consistency in financial reporting)」(Hans Hoogervorst, 2013年1月17日, E&Y, Cass Business School)

あらた監査法人
東京都中央区銀座8丁目21番1号 住友不動産汐留浜離宮ビル (〒104-0061)
お問い合わせ: aaatapr@jp.pwc.com

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. It does not take into account any objectives, financial situation or needs of any recipient; any recipient should not act upon the information contained in this publication without obtaining independent professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2013 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.